

議案第 39 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例（平成 1 1 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の表長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項を次のように改める。

長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下	1 件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 一戸建ての住宅 4 3, 0 0 0 円 (2) 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額 ア 5 戸以内のもの 1 0 4, 0 0 0 円 イ 5 戸を超え 1 0 戸以内のもの 1 6 8, 0 0 0 円 ウ 1 0 戸を超え 2 5 戸以内のもの 3 3 3, 0 0 0 円 エ 2 5 戸を超え 5 0 戸以内のもの 6 0 7, 0 0 0 円 オ 5 0 戸を超え 1 0 0 戸以内のもの 1, 0 5 8, 0 0 0 円 カ 1 0 0 戸を超え 2 0 0 戸以内のもの 1, 9 6 0, 0 0 0 円 キ 2 0 0 戸を超え 3 0 0 戸以内のもの 2, 8 1 1, 0 0 0 円 ク 3 0 0 戸を超えるもの 3, 4 4 6, 0 0 0 円
-------------------------	--	--

「登録住宅性能評価機関」という。) によって住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書(以下この表において「確認書等」という。)が交付された長期優良住宅建築等計画以外のもの(新築に係るものに限る。)

確認書

1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定め

<p>等が交付された長期優良住宅建築等計画（新築に係るものに限る。）</p>	<p>る額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 8,000円</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 5戸以内のもの 16,000円</p> <p>イ 5戸を超え10戸以内のもの 28,000円</p> <p>ウ 10戸を超え25戸以内のもの 44,000円</p> <p>エ 25戸を超え50戸以内のもの 78,000円</p> <p>オ 50戸を超え100戸以内のもの 128,000円</p> <p>カ 100戸を超え200戸以内のもの 217,000円</p> <p>キ 200戸を超え300戸以内のもの 277,000円</p> <p>ク 300戸を超えるもの 311,000円</p>
<p>登録住宅性能評価機関によって住宅の構造及び設備が長期使用構造である旨が記載された確認書（以下この表において「確認書」という。）が交付された長期優良住宅建築等</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 64,000円</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 5戸以内のもの 157,000円</p> <p>イ 5戸を超え10戸以内のもの 252,000円</p> <p>ウ 10戸を超え25戸以内のもの 499,000円</p> <p>エ 25戸を超え50戸以内のもの 909,000円</p> <p>オ 50戸を超え100戸以内のもの 1,583,000円</p> <p>カ 100戸を超え200戸以内のもの 2,933,000円</p> <p>キ 200戸を超え300戸以内のもの 4,204,000円</p> <p>ク 300戸を超えるもの 5,151,000円</p>

計画以外のもの(増築又は改築に係るものに限る。)	
確認書が交付された長期優良住宅建築等計画(増築又は改築に係るものに限る。)	<p>1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 12,000円</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 5戸以内のもの 24,000円</p> <p>イ 5戸を超え10戸以内のもの 42,000円</p> <p>ウ 10戸を超え25戸以内のもの 65,000円</p> <p>エ 25戸を超え50戸以内のもの 115,000円</p> <p>オ 50戸を超え100戸以内のもの 189,000円</p> <p>カ 100戸を超え200戸以内のもの 318,000円</p> <p>キ 200戸を超え300戸以内のもの 403,000円</p> <p>ク 300戸を超えるもの 450,000円</p>
<p>備考</p> <p>1 共同住宅等(長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除く。以下この表において同じ。)に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る手数料の額は、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項(備考の規定を除く。以下この表において同じ。)に定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>2 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。)に適合するかどうかの審査の申出があったときは、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項(備考1の規定を含む。)に定める額に、次に掲げる額を合計した額(備考1の規定の適用を受ける場合にあつては、次に掲げる額を合計した額を一の建築物における申請戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算する。</p> <p>(1) 建築基準法関係手数料の表の定めるところにより算定した建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の額</p>	

(2) 建築基準関係規定に適合するかどうかの審査に建築設備に係る審査が含まれる場合にあっては、建築基準法関係手数料の表建築設備及び工作物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査の項に定める額

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の表譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項中「場合」の次に「又は管理者等が選任された場合」を加える。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の表に次のように加える。

住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 170,000円
--------------------------	----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の表長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項及び譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項の規定は、令和4年2月20日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関によって設計住宅性能評価に係る設計住宅性能評価書(構造の安定に関することについて限界耐力計算により評価されたものを除く。)又は技術的審査に係る適合証が交付された長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

- 4 改正後の別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の表住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の項の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用する。

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正を踏まえ、長期優良住宅建築等計画の認定事務に係る手数料の額を見直すとともに、住宅の容積率に関する特例の許可事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。